

穴水町住まい再建支援金交付事業 よくある質問

【対象世帯・対象住宅について】

No.	質問	回答
1	どのような世帯が対象となりますか。	令和6年能登半島地震で被災した住宅が対象です。 住家の罹災証明書における被害区分が「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された世帯で穴水町内に住宅を再建（建設・購入・修繕）する世帯が対象となります。※「長期避難世帯」も対象となります。
2	修繕費用が200万円ですが、対象になりますか。	対象外となります。 建設・購入の場合は500万円以上の再建費用、修繕の場合は300万円以上の再建費用が対象となります。 <u>なお、支援対象費用には住宅の建設・修繕に要した金額を含みますが、土地の取得費用や店舗部分の建設・修繕費用は含まれません。</u>
3	どのような工事が修繕の対象となりますか。	住宅本体の構造体や住宅設備に係るもの（基礎・壁・屋根・柱・床・天井、給排水設備、キッチン、風呂、トイレ、リビングなど）が修繕されている工事が対象となります。 カーポート、擁壁など住宅本体以外の工事は対象になりません。
4	増築は対象となりますか。	原則として対象外となります。 ただし、公費解体などで一部解体を行い、残存した部分に「風呂・トイレ・キッチン・リビング」を備えた住宅を建設する場合は「建設」としてみなします。 また、一部解体し、残存部分（「風呂・トイレ・キッチン・リビング」がある物件）に増築を行う場合は「修繕」に該当します。
5	住民票は穴水町に異動していないが、居住していた穴水町内に所在する物件（住家）の罹災証明書が半壊以上の場合は対象となるのか。	対象となります。ただし「非住家」の罹災証明書である場合は対象外となります。
6	発災時（令和6年1月1日）に2世帯で同じ住宅に住んでいた場合、個別に申請できますか。 <u>※それぞれの世帯で別の罹災証明書が発行されている場合</u>	それぞれが個別に住宅を再建する場合は、個別に申請することができます。 また、同一住宅に共有物件として再建される場合も対象となります。 ただし、その場合は再建費用を契約書又は登記事項証明書に記載された申請者それぞれの持分ごとに按分した費用が対象となります。
7	地震後に世帯主が死亡した場合、配偶者や子等が申請しても対象となりますか。	世帯主が死亡された場合でも、同一世帯の世帯員であれば、申請対象となります。

8	親族から住宅を購入した場合、対象となりますか。	取引の公平性を確保するため、2親等以内の親族からの購入は支援対象外となります。 個人から住宅を購入した場合は、申請者と売主それぞれの戸籍謄本の提出が必要です。
9	被災者が空き家や、倉庫等を居住用として修繕する場合も対象となりますか。	対象となります。 自宅が半壊以上の被害を受けており、穴水町内に自身が所有する空き家や倉庫等を修繕し、恒久的な住まいとして使用する場合は対象となります。 ただし、被災者生活再建支援制度において「修繕」にて申請した物件と異なる場合は対象外となりますので、ご注意ください。

【各種申請・支払いについて】

No.	質問	回答
1	申請は再建に際してどのタイミングで行えばよろしいか。	生活再建支援金の加算支援金の申請では、工事の契約書を作成した時点での申請が可能でしたが、本支援制度では、建設・購入又は修繕の工事がすべて完了した後に、必要書類一式をご用意いただき、交付申請兼実績報告書を提出いただく必要があります。
2	建設・購入又は修繕の完了期限はありますか。	申請は <u>建設・購入又は修繕に係る工事すべてが完了した後に、令和10年3月31日まで</u> に申請していただく必要があります。
3	建設・購入又は修繕に係る費用の確認方法について教えてください。	原則として工事請負契約書（請書）による確認が必要ですが、契約書がない場合には、「見積書と領収書」または「請求書と領収書」など、支払い実績を確認できる書類の提出をお願いします。
4	修繕を行ったが、工事着手前の写真がない場合はどうすればよいか。	写真の提出は原則必要ですが、やむを得ない事情がある場合には、「修理前の状況」および「修理の内容」を記載した申立書と、図面の提出をお願いします。
5	新築、購入または修繕がすでに完了していますが、申請はできますか。	可能です。 令和6年能登半島地震で被害を受けた方で、すでに住まいを再建された方や現在再建中の方も、支援金の対象となります。
6	町内で中古住宅を購入し、被災者生活再建支援金（加算支援金）において「購入」で申請しましたが、修繕費用が購入費より高額になりました。本制度では「新築・購入」区分よりも支援額が大きい「修繕」区分で申請できますか。	「修繕」での申請はできません。 被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請を「購入」で行っている場合は、本制度においても「購入」での申請となります。

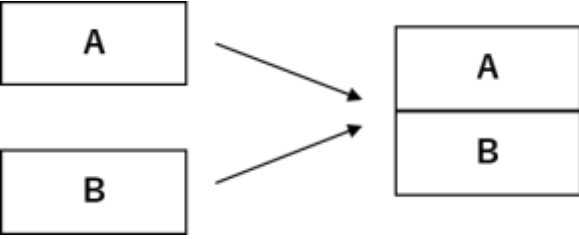
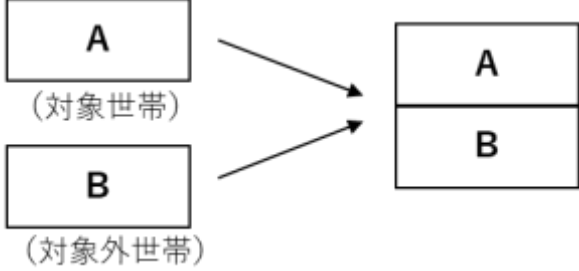
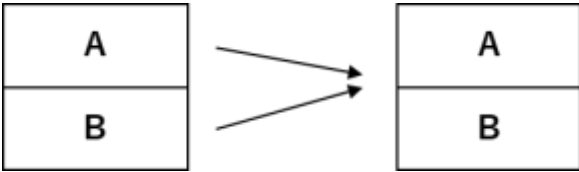
7	購入の場合、土地代は対象外ですが、契約書には土地と建物の合計金額しか記載されていません。建物部分の価格はどのように証明すればよいですか。	建物のみの金額が不明な場合は、建物と土地の固定資産税評価証明書を確認し、それぞれの評価額の割合を使って、建物部分の金額を計算してください。 ※固定資産税評価証明書の提出もお願いします。
8	支援金の支払先は、申請者以外の名義でも可能ですか。	支援金は、申請者（交付決定者）に交付されるため、振込先口座の名義人は申請者と同一である必要があります。
9	修繕で複数の工事をしたが、合算して申請はできますか。	複数の工事をまとめた申請は可能です。工事ごとの金額を 合算 して申請してください。
10	修繕で交付申請をし、既に支援金が振り込まれましたが、追加で修繕工事を行った。再度申請してもよいですか。	本支援制度による 支援金の交付は1回限り のため、追加分の申請はできません。 ※申請していただく際は全ての修繕工事が完了した上でご申請ください。
11	再建に係る費用とは。	住宅の「建設・購入」又は「修繕」に係る費用（消費税含む）となります。「修繕」において修繕と耐震改修を併せた工事の場合、穴水町耐震改修工事費等補助金の支給額を受けていた場合その金額を工事費から控除します。
12	施工が完了しましたが、支援金はいつ受け取れますか。	申請書の提出後に、支援金額を確定します。その後、請求書をご提出いただき、支援金の支払いを行います。

【その他】

No.	質問	回答
1	施工業者に指定はありますか。	指定業者はありません。また、業者の所在地についても制限はありません。
2	支援金の交付額に端数が出た場合はどうなりますか。	支援金の交付額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額が交付額となります。
3	エアコンの購入・設置費用を修繕として申請できますか。	エアコンなどの家電製品の購入費用や設置費用は、支援対象外です。
4	DIY による材料費を施工費用として申請できますか。	本制度は、被災住宅の再建を支援することを目的としており、新築や大規模な修繕が対象です。 そのため、工事費が発生しない DIY（ご自身による修繕）の材料費等は支援対象外となります。

【対象世帯・按分について】

No.	質問	回答
1	建設・購入において 50 ㎡以下の住宅を取得しましたが、対象となりますか。また、「能登半島地震住宅取得奨励金」では申請できますか。	本制度では、再建費用が 500 万円以上であれば対象となりますが、「能登半島地震住宅取得奨励金」制度では町内にて新築する住宅において 50 ㎡以上又は取得費用が 1,250 万円以上の場合でないと対象となりません。 ※「穴水町住まい再建支援金」と「能登半島地震住宅取得奨励金」の併用受給は可能です。

2	店舗等との併用住宅ですが、対象になりますか。	契約書や見積書などにおいて住宅部分が店舗部分の費用が区分されている場合、住宅部分の費用のみが対象となります。金額が区分されていない場合は、床面積の割合で按分しますので、図面の提出が必要になります。
3	被災者以外（準半壊・一部損壊の世帯や町外在住者など）と共同で新築・購入または修繕を行う場合、対象になりますか。	支援対象となりますが、再建費用は按分して支援金額を計算します。※按分方法は、登記事項証明書上の持分割合に基づいて按分します。※ <u>契約書及び登記事項証明書に対象世帯の世帯主が記載されていない場合等については、別途ご相談ください。</u>
4	修繕と併せて耐震改修工事を行うことは可能ですか。	可能ですが、修繕費用の算定にあたっては「穴水町耐震改修工事費等補助金」の交付額を控除した額の金額が支援金の対象となります。
5	発災時の世帯状況と再建時の世帯状況における申請について、どのようにパターンが対象となりますか。 ※1つの再建先に複数世帯がそれぞれに申請する場合は、契約書や登記事項証明書にそれぞれの世帯の者が記載されていることが必須条件となります。 ※②と④のパターンにおいても、2つの対象世帯が1ヶ所で再建を行う場合も、それぞれが申請を行う際には再建費用を按分することとなります。	① 単一世帯が1つの住宅を再建【1世帯分として申請】  ② 対象の2世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】  ③ 対象世帯と対象外世帯（準半壊、一部損壊又は町外の方）が1つの住宅を再建【按分して、対象世帯が1世帯分を申請】  ④ 分離世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】  ⑤ 分離世帯が2つの住宅を再建【2世帯分を申請】 